

検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合（第4回）

日 時：平成29年4月4日（火）13：30～15：45

場 所：中央合同庁舎4号館 共用第1特別会議室

出席者：

【委員】中村座長、相澤委員、伊丹委員、内山委員、大崎委員、奥山委員、川上委員、菅野委員代理、喜連川委員、斉藤委員、迫本委員、佐田委員、重村委員、瀬尾委員、竹宮委員、野坂委員、野間委員、林委員、宮川委員、宮河委員、早稲田委員

【各省等】総務省 情報通信作品振興課 豊嶋課長
経済産業省 文化情報関連産業課 山田課長
経済産業省 模倣品対策室 宮下室長
文化庁 著作権課 水田課長

【事務局】井内局長、増田次長、永山次長、小野寺参事官、岸本参事官、北神企画官、渡邊参事官補佐、青山参事官補佐

1. 開会

2. 関係会合からの報告

- (1) 映画の振興施策に関する検討会議
- (2) デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会及び実務者協議会

3. 模倣品・海賊版対策

- (1) 事務局からの説明
- (2) 関係府省からの報告

4. 海外展開促進と産業基盤強化

- (1) 関係府省からの報告
- (2) 『知的財産推進計画2017』の方向性（案）について

5. 意見交換

6. 閉会

○中村座長 時間が参りました。ただいまから、「検証・評価・企画委員会コンテンツ分野会合」の第4回を開催いたします。御多用のところ、お集まりをいただきまして、どうもありがとうございます。

きょうのテーマは議事次第によりますと、3つ。関係会合からの報告、模倣品・海賊版対策、それから海外展開促進と産業基盤強化。それぞれについて議論を行います。

きょうの御出席の委員の方々は座席表のとおりです。

日本放送協会、木田委員の代理で菅野様においでをいただいております。どうぞよろしくお願いたします。

また、宮川委員は前の御予定の関係で少々おくれていらっしゃいます。

きょうは関係機関としまして、総務省、経産省、文化庁からも御出席をいただいております。

開催に先立ちまして、井内局長から御挨拶をいただきたいと思ひます。よろしくお願いたします。

○井内局長 毎回、お忙しい中を御出席いただきまして、ありがとうございます。

本日、第4回につきましては、個別の重要な事項についての審議といたしましては、今回までということございまして、この後、取りまとめに入っていくということございしますが、座長からもお話がありましたように、映画の振興施策やデジタルアーカイブのいろいろな検討結果の報告、あるいは模倣品・海賊版対策、海外展開支援や著作権法等の動きということございします。

いずれもデジタル時代、グローバル時代におきまして非常に変化が激しくて、年々というよりも、日々、いろいろな新しい動きが出ているような分野でございますので、もちろん現状を踏まえてのいろいろな御意見もそうございしますけれども、将来を見通しての、いろいろな建設的な御意見も含めて、いただければと思っております。どうぞよろしくお願いたします。

○中村座長 ということで、全員そろいました。

では、まず事務局から配付資料の確認をお願いします。

○岸本参事官 お手元の議事次第をごらんいただきたいと思ひます。下のほう、配付資料のところですが、資料1から資料5までが事務局の資料でございます。資料6-1から資料9までが関係省庁から御提出いただいた資料でございます。不足等がございましたら、事務局までお知らせいただくようお願いたします。

○中村座長 よろしいでしょうか。

では、最初のアジェンダです。この会合のタスクフォースとして設置されておりました、映画の振興施策に関する検討会議と、これも関係の会合でありますデジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会及び実務者協議会、それぞれにおいて検討された内容につきまして、事務局から報告をしていただきます。それぞれ、事務局から説明をもらった後で、まとめて質疑と討論の時間をとりたいと思ひます。

では、まず、映画の振興施策に関する検討会議について、説明をお願いします。

○岸本参事官 お手元の資料、資料2-1、2-2を御用意いただきたいと思います。

資料2-1のほうが概要になっておりますので、基本的にはこちらのほうを使用して説明させていただきたいと思います。

めくっていただきまして、1ページ目でございます。検討会議の設置の趣旨と課題ということでございまして、映画につきましてはクールジャパンを代表する要素であって、今後の成長分野として、特に近年台頭する中国市場などの成長を取り込むことが期待されていること、また、映画はさまざまな要素を含む総合芸術として、他のコンテンツ分野の牽引役としての波及効果も大きく、そして、我が国の魅力を発信することにより、観光や財・サービスの海外輸出の先導役としての波及効果も期待できるということを書いてございます。

このため、昨年12月から本検証委員会の下にタスクフォースとして「映画の振興施策に関する検討会議」を設定いたしまして、1ページ目の左下にお名前を載せておりますけれども、こうした構成員の方々による議論を重ねてまいりました。

課題としては右下のところにありますように、海外展開の質的・量的拡大、中小制作会社・クリエイターといった「挑戦者」の後押し、ロケーション支援の強化による「日本映画」の魅力のさらなる向上ということでございます。

2ページ目をごらんください。この3つの課題にそれぞれ照らした形で議論を行ってまいりました。検討会議でいただいた議論のポイントを左側に、そしてそれに対する対応の方向性を右側に整理しております。

まず、制作支援・資金調達のところですが、いただいた意見で多かったのが、制作領域への資源配分の必要性。特に、企画開発段階や、中小制作会社や独立系のづくり手への制作費、創作機会の付与ということの必要性についての御意見をいただいております。

また、既存の支援策の改善への要望。具体的には単年度主義や事後支払いなどの改善策の検討が必要であるという御意見。また、技能系人材やプロデューサー人材の不足を指摘する御意見。全体としての収益の拡大に向けて、国内外のビジネス展開において配信プラットフォームを活用していく。必要に応じた政府からの支援が必要であるという御意見。基盤的な政策としてフィルムアーカイブの機能強化が必要であるという御意見もいただいております。

これに対する対応の方向性ですけれども、右側をごらんください。「日本映画」の魅力を強化し、その基盤を維持するため、中小を含む制作会社やクリエイターの作品づくりへの挑戦を支援していくという観点から、まず、既存の支援策の改善について検討していくこととしております。年度をまたぐ支援の検討、年度をまたいで使っていただくということの検討や、支援メニューを多様化していく、あるいは申請手続を改善していくということについて検討していくこととなっております。

2つ目は、官民ファンドの活用などによって、特に資金需要の強い企画開発や制作段階

においてリスクマネーを供給する方策を検討していくということでございます。

また3つ目は、「クールジャパン人材育成検討会」というものを内閣府に設置しておりますけれども、こちらのほうで、求められるクールジャパン人材像というものを明確にしていって、高等教育機関での教育内容に反映するというのも視野に議論をしていくことにしております。

2つ目の論点、海外展開でございます。中国を中心としたアジアのマーケットの重要性や、特に日本が強みを有するアニメーション分野への重点支援が必要であるという御意見がありました。また、俳優や監督など、個人に着目した支援も有効ではないかという御意見。それから、先ほどの制作支援とも重なりますけれども、助成制度における単年度主義などの改善。また、国際見本市などにおけるマッチング支援のあり方について、もう少し効果的にしていってはどうかという、既存施策の見直しの必要性についての御意見もございました。それから、ローカライズ・プロモーションについては、非常に有効であるということで、海外展開の支援の継続・強化が必要であるという御意見。また、正規版の展開とともに、海賊版対策の強化の必要性ということについても御指摘をいただいております。

それに対する対応の方向性ですけれども、産業界の海外市場獲得に向けた取り組み・挑戦を支援するという観点から、海外市場における各種規制への対応と国際共同制作を促すための基盤整備として、国際共同制作協定の交渉を継続する。また、国際共同制作補助金といった補助金の拡充をしていくということが一つございます。

次のところですが、中小制作会社の海外展開促進に向けて、最適な資金調達方法の確立を目指し、会計や法律の専門家による支援を行う検証事業を実施していくことにしております。また、海外向けプロモーション支援を拡充・強化していくという方向性も打ち出しております。

3つ目の論点、ロケ支援のところでございます。たくさんいただいておりますのが、道路使用や消防の関係の許認可手続の円滑化、予見可能性の確保の必要性ということでございます。また2つ目、自国の映画産業の底上げ、産業のグローバル化などを目的としまして、インセンティブを設けて海外作品の誘致をしていく必要性があるのではないかと御意見もいただいております。それから、それらの基盤として国内の環境整備、フィルムコミッションの体制強化や人材育成等についての御指摘もございました。

これに対する対応の方向性ですけれども、政府としてのロケーションの支援体制を新たに構築するというのを目的といたしまして、次の3ページ目をごらんいただきたいのですが、ロケ撮影の環境改善に関する官民連絡会議を設置することとしております。ロケの環境整備を図ることを目的として、内閣府のほうに設置し、ロケ撮影に関係の深い許認可に関する最新情報の共有や、許認可取得に当たっての優良事例を整理しノウハウ化して、それを共有化していくというようなことを考えております。

また、この会議と並行して、実際の作品のロケ撮影を試験的にこの会議で支援するとい

う実証プロジェクトを実施することによって、支援に当たっての課題を抽出し、支援フローのあり方の構築を図っていきたいと考えております。

2 ページ目に戻っていただきまして、最後の矢印のところでございます。海外からのロケの誘致に関するインセンティブについてですけれども、海外作品の誘致制度の具体化に向けまして、諸外国の制度や経済波及効果に関して調査を実施しながら検討を継続していくこととしております。

概要については以上でございます。

○中村座長 ありがとうございます。

続いて、デジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会及び実務者協議会につきまして、これも事務局から説明をお願いします。

○岸本参事官 お手元の資料 3-1、3-2、3-3 を御用意いただきたいと思います。こちら資料 3-1 が概要になっておりますので、この 1 枚物で御説明をさせていただきたいと思います。

まず、現状と課題。青枠のところでございます。分野や地域を超えて日本の知識を集約するデジタルアーカイブを構築することにより、右側の図にデジタルアーカイブ社会のイメージ図を載せておりますけれども、このような形で教育・防災・ビジネスなどへの利活用が期待でき、インバウンドの促進や海外における日本研究の活性化などにもつながっていくことが期待できるとしております。

現在、EU、米国、韓国、ニュージーランド等の諸外国においても政府主導でのデジタルアーカイブの整備が進展しているところでありまして、我が国においてもコンテンツの目録、所在情報などのメタデータを共有できる「分野横断統合ポータル」を構築するとともに、多くのデジタルコンテンツをふやし、デジタルアーカイブの利活用を促進していくということが必要となっております。

このため、知財推進計画2015におきまして、アーカイブ連携の具体的施策の課題を共有・検討するとともに、実務的に課題に対応するため関係省庁等連絡会と実務者協議会を開催すると記載されたことを受けまして、平成27年にデジタルアーカイブの連携に関する関係省庁等連絡会・実務者協議会を設置し、議論を進めてまいりました。その結果、実務者協議会において、3-2 の報告書と 3-3 のガイドラインという形で、このたび取りまとめをしたところでございます。

報告書におきましては、各アーカイブ機関や、分野・地域コミュニティーにおいてデジタル情報資源の共有化を促す「つなぎ役」、それから国・地方公共団体に求められる役割を整理するとともに、主に今後の国の取り組みの方向性についても提示をしております。

右側の下のほうの図、デジタルアーカイブの共有と利活用についての図をごらんいただきたいのですが、各アーカイブ機関については、このガイドラインに沿った形で、メタデータの整備、またデジタルコンテンツの拡充ということが求められるとしております。

その下の分野・地域コミュニティーの「つなぎ役」につきましては、メタデータの標準

化や各アーカイブ機関からのメタデータの集約、共有、それから各アーカイブ機関で保有しているコンテンツの長期アクセスへの協力などが期待されているところでございます。

また、国・地方公共団体につきましてはデジタルアーカイブの活用や、各アーカイブ機関等の支援が求められるとした上で、左側の矢印の上から2つ目をごらんいただきたいのですが、今後の国の取り組みの方向性につきましては、分野・地域コミュニティーごとのつなぎ役によるメタデータ集約等の取り組みを支援していくこと。各アーカイブ機関のデジタルコンテンツの拡充等の取り組みを支援すること。国として分野横断統合ポータルとして、国立国会図書館を中心とした「ジャパンサーチ（仮称）」を構築していくこと。それから、公的機関を中心としたデジタルアーカイブの連携と公開を推進していくこと。産官学で課題・解決策を共有するためのフォーラムを開催すること、としております。

一方、ガイドラインにおきましては、主に各アーカイブ機関が行うべきメタデータの取り扱いや利用条件の表示について提示をしております。コンテンツの目録や所在等情報などのメタデータの必須項目の内容、そしてそのオープン化について。また、デジタルコンテンツの利用条件の表示のルール化に関する考え方などをまとめております。

ガイドラインにつきましては、裏の2ページ目をごらんいただきたいと思っております。もう少し詳しく載せております。一番下の3つの、3層構造になっている図をごらんいただきたいのですが、このガイドラインでは、デジタル情報資源をコンテンツと、それからサムネイル（コンテンツの縮小画像）／プレビュー（一部表示）、そしてコンテンツの内容や所在等の情報を記載したメタデータという3層構造に分けて整理をしております。

そして真ん中の青枠のところ、本ガイドラインの主な内容のところをごらんいただきたいのですが、デジタルアーカイブの整備に当たっては、コンテンツのメタデータの整備、デジタルコンテンツの作成・収集を行うことが必要である。データを共有するに当たっては、その活用が最大限に行われるように、メタデータ、サムネイル／プレビュー、コンテンツを可能な限りオープン化していくこと。また、メタデータ、サムネイル／プレビュー、コンテンツの二次利用の条件を表示することを推奨しております。

特にメタデータに関しては、最大限に自由利用を認めるクリエイティブ・コモンズ・ライセンスのCC0を採用することが望ましいとしておりまして、サムネイル／プレビューやデジタルコンテンツについてもCC0かCC BYを採用することが望ましいということをお記しております。

その他、データを活用するに当たって行うこととして、アーカイブデータの活用者による付加価値情報をデータ提供者にフィードバックすること、情報間を関連づけすることによってメタデータを豊かにしていくことが求められるということなどについても記載をしております。

このガイドラインと報告書につきましては、今後、関係省庁から成る連絡会を開催いたしまして、検討を加えた上で、知財推進計画2017に、デジタルアーカイブ推進に向けた施策を盛り込んでいきたいと考えております。また、図書館、美術館、博物館等の各アーカ

イブ機関における取り組みに、この報告書及びガイドラインを反映させていくことを予定しております。

事務局からの説明は以上でございます。

○中村座長 ここまで説明いただきました2つの関係会合での議論につきまして、御意見、御質問、コメントなどがあればお出しただければと思います。いかがでしょうか。

○林委員 いずれも大変重要な施策がこのように進んでいるということに、関係者の皆様に感謝申し上げたいと思います。

1点目の、映画の振興についての質問ですが、助成における単年度主義の緩和について、かねてより指摘されているところですが、この単年度主義を緩和することを可能とする枠組みについて、関係省庁ではどのような施策をお考えなのか。経産省でしょうか、文科省でしょうか、教えていただければと思います。

○岸本参事官 事務局からお答えいたします。予算については単年度主義が原則となっておりますが、繰越明許とすることによって、複数年度にわたって使っていただけるようにするというようなことを御検討いただくことになっております。

○林委員 ありがとうございます。

大学等への研究についても、数年前のそういった緩和によって、とても感謝されているというか、その効果が上がっております。やはりビジネスの場ではなかなかコンテンツの振興が今、難しい状況ですので、こういった助成事業は必須だと思っております。それが効率的に使われるように、ぜひ、今おっしゃったような施策を広げていっていただければと希望します。

○中村座長 ありがとうございます。

ほかにどうでしょうか。

瀬尾委員、お願いします。

○瀬尾委員 デジタルアーカイブのことについてです。前の2015ですか、前に決めたときから大分いろいろなことが進んできていて、非常に望ましいところへ来ているのかなと思うのですが、このデジタルアーカイブの議論で今まで一番問題になるのは、具体的に実際の社会に対してどんな影響があって、どんな効果があるかがほとんど語られてこない。だから、このことについて、普通の人が見たときには、学者の先生方のいわゆるデータバンクが増えるだけだねというようなイメージを持たれているのではないかと思います。

これが大変な問題で、もっと国のインフラとなるべき大きなプロジェクトであって、そしてまた、一般の方々の生活に大きな影響を及ぼすような力を持たなければいけないものだと思っています。ただ、その部分について、非常にぼやけているために、なかなか優先度も上がらないし、これで何をするのかということが、なかなかわかってこない。特に一般の方々にわかってこない。これが大きな問題だと思います。今回のものについても、ここまで進んできていながら、これが、では、どのように影響を持つのかということが、やはりいま一つ明確ではないように感じます。

その中で、一つこれは御提案ですが、今後、デジタルアーカイブの推進というものを、デジタルアーカイブ社会の実現という、その「社会」という効能まで含めた形にしていて、より一般の方々や、より周辺と言ったらおかしいですけども、このアーカイブに関連している、より広い方々が直接実感できるような施策に、そろそろ変えていってもいいのではないかと思います。

また、このことは、私はこれは、今後、2020年以降の大きな社会インフラになると考えておりますけれども、2020年のオリンピックのときに、やはり非常に大きなチャンスなので、このナショナルデジタルアーカイブの実際の効能を試験的に一般に知らしめることで、次の時代が開けていくのではないかと考えています。

そうすると、この2017、それから次に出す2018が、すなわち2018年の事業、2019年の事業になりますので、より具体的な方向と実用の可能性というものを模索していただきたいし、検討していただきたいと思います。大変重要かつ将来にわたって影響力のある施策であると思っていますので、このような形で社会が同意して進められるような形にイメージを作っていていただけたらと思います。

私もずっと見せていただいて、現時点でも大分進捗がよく理解できますけれども、やはりまだ、普通の人にとって何がプラスになるのかというところがいま一つ見えないということから、こういう意見を申し上げました。以上です。

○中村座長 今回のアーカイブの話は、ここまで協議会で専門家の皆さんにおまとめをいただいて、我々がそれを受けて、どのように世の中に発信しプロモーションしていくかという課題だと思います。したがって我々としてもそれを受けとめて、これをその次の知財計画の中にどう表現していくのかという問いでもあると思いますので、今後この議論を進める中で、どのようにそれを料理していくのかということによって受けとめる必要があるかと思っています。

○井内局長 御指摘、非常によくわかりました。これまで、どちらかというとも供給サイドをどうやってつなげていくかということを一からやってきたという感じですけども、これからそれを、どうやって活用していけるのかという、そういうユーザーサイドの意見をどんどん取り入れなければいけない。例えばインバウンドということであれば、観光施策にどう結びつけていくのかということもあると思います。もちろん、こうやって集約すること自体にも非常に大きな意味があるのだらうと思いますし、学術なり、海外の日本研究を進めるという意味でも意義があると思いますけれども、これからよりその側面を強くしていかなければいけないというのはおっしゃるとおりだと思っています。

○中村座長 野坂委員、どうぞ。

○野坂委員 ただいまの議論とも関連すると思うのですが、大変よい方向に進んでいることは評価します。やはり伺っていると、恐らく各アーカイブ機関はさまざまな努力をされている。それはよいのですが、ポイントとなるのは、この資料にもあるように「つなぎ役」だとか、あるいは国全体の横断的なポータル、「ジャパンサーチ」というものではないか

と思う。要するに、各アーカイブ機関を孤立させずに全体として日本のパワーを向上させるような、そういった「つなぎ役」なり「ジャパンサーチ」の機能を強化し、それを広く国内外のユーザーにアピールできる体制が求められているのだと思うのです。「ジャパンサーチ」については細かな説明はありませんでしたが、今後、国立国会図書館を中心にと説明がありました。ぜひ、より使いやすいポータルをつくれるように努力をしていただきたいと思います。

○井内局長 説明にはありませんでしたが、国会図書館のほうからも発表されておりまして、国会図書館と文化遺産オンラインのリンクの実証がまさに始まっておりまして、今年度内に何とかそういうAPIも含めてやりたいということが発表されておりますので、その辺も見ながら具体化に向けて求心力を高める必要があるかなと思っております。

○中村座長 奥山委員、お願いします。

○奥山委員 質問が2つあります。1つは「ジャパンサーチ（仮称）」ということで書いていただいているのですが、こういうものに直接、Googleなどの検索エンジンが入っていて検索できるようなオープンなものなのか、もう一つは英語表記をどうするのか、教えてください。

○岸本参事官 「ジャパンサーチ」については資料3-2のアーカイブの推進の方向性の25ページのところにちょっと書いてございますけれども、国全体のいろいろなコンテンツのメタデータを集約して、検索機能とAPIでのデータ提供を行うということを想定しておりまして、いろいろなアーカイブ機関が持っているデータを統合していくことによって、検索機能がトータルで構築できるというイメージです。

また、英文表記については、メタデータについて多言語での表示ということ、この報告書の中でも推奨しておりまして、それに沿って各アーカイブ機関で整備をしていただくことにより、いろいろな言語で検索できるような状態になるということを理想としております。

○奥山委員 英語の部分については、割と強制しないとだめなのではないでしょうか。「皆さん、お任せします」ということでは、だめなような気がします。多言語というお話でしたが、ローマ字表記がないと、今の世の中では存在しないのと同じではないかと思うのです。それだけです。

○井内局長 一応、関係機関に幅広く入っていただいて、一種のコンセンサスをつくってきたというのが今までの状況なのですが、ここから先はそれをどうルール化するかというところを、御指摘を踏まえて考えたいと思います。

どの機関でももちろん、少なくとも見出しの部分やアイテムの名前ぐらいはもちろん英語にしないとだめだということはおわかりいただいておりますけれども、そこから先の、中身をどこまで英語化できるかというのは予算との関係など、いろいろありますので、どこまで強制できるかということも含めて、引き続き検討したいと思います。

○中村座長 喜連川委員、どうぞ。

○喜連川委員 先ほど、非常にいい御質問をされていましたが、メタデータをGoogleに提供するかどうか、それはどうなのでしょう。

○永山次長 今回のガイドラインでは、少なくとも国の機関、公の機関が持つメタデータについてはクリエイティブ・コモンズのCC0ということで、これは別にGoogleに限らずメタデータについては公開していくというのが基本的な考え方です。

○喜連川委員 そうなったときに、多分、エッジのコンテンツはGoogleからの流動によってビジビリティーが上がるという大きなメリットがあると思います。ただ、「ジャパンサーチ」というものからの流動をGoogle以上に伸ばすのは極度にしんどいかもかもしれません。そのときに、こういうサーチというものを、どのように位置づけておられるのかというのが重要な課題になってくるのではないかと思います。この点について、いかがお考えでしょうか。

○永山次長 具体的なやり方はこれからですが、例えばウィキペディアのように、Googleでやると文字で、ウィキペディア何とかというのは結構上のほうで表示されますけれども、今後については「ジャパンサーチ」で日本の文化のこういうものというのを、できるだけ上位で表示されるような形を目指して、これからいろいろ調整といいますか制度設計をしていくことにしております。

○喜連川委員 どうもありがとうございます。

要するに、サーチではないということですね。ウィキペディアはサーチではありませんので、コンテンツを出すという意味ではそれで結構だと思います。

私の気持ちとしては、このデジタルアーカイブのところですけども、今、ここにも研究データとかAI学習用データとか、そういうデジタルコンテンツが、いわゆる政府のオープンデータというようなものもあったりしながら、各省にそういうものできてきていまして、そういうデータはアーカイブしなくていいのかというと、やはり原則、ロングタームのストレージ空間ということになってくるのは実情だと理解しています。そうしますと、この朱色で書かれている6つ以外にも、国家の中ではアーカイブしなければいけないデータというのはいっぱい出てきておまして、そういうものと、ここの関連性といいますか、それも多分、デジタルアーカイブと呼ぶと思えば呼べる話になってくる。ここで研究データと書いていただいているものがあるのですが、これは今、G7で動いていまして、そちらの国際的な外圧からむしろ入ってきているところで、多分、どんどん加速されると思います。そうしますと、ここのボリュームというのは、多分、残りのものに比べると圧倒的に大きくなりますので、国家の調達ということを考えると、小さいものをいっぱいつくるとするのは圧倒的に不利になりますので、そういう全体感もどこかで少し、この知財本部の外もお考えいただくのがいいのではないかと思います。この点が一点あります。

それともう一つは、アーカイブの一番の悩みというのは、原則、ビジネスモデルがなかなかつくり得ないということです。古いものをどんどんためるのは、ユネスコも含めて遺産として、誰も気持ち的に反論できないのですが、国民にとってみると、アセットがどん

どんふえるということは、負担がどんどんふえていくということで、先ほどの研究データも、ポイントは何を入れるかではなくて何を捨てるかのほうが重要になってきています。そういう意味で、ためればいいという時代はもはや終わっていて、どうやってこれをサステインしていくのかということも、ぜひお考えいただくことが重要です。可能な限りサステナブルなモデルをどう考えるか、そこが全てではないかと思っていますので、御検討いただければと思います。

○井内局長 先ほどの用途の話にも関連する話だと思います。Europeanaもたくさんためたけれども、十分活用されているかどうかについては、いろいろ議論があるというお話も伺っておりますので、その辺も勉強しながら、どういうものが必要かつ十分なのかというところは引き続き御指導いただきながら考えていきたいと思っています。

○中村座長 川上委員、どうぞ。

○川上委員 皆さんがデジタルアーカイブについてのお話をされているので、私からは映画のほうについてコメントさせていただきます。

映画に限らずコンテンツ全般にかかわる話だと思っていて、この場合もそうなのですが、大体、まず、日本のコンテンツは優れている、日本のクリエイターは優れている、だから、そのクリエイターにお金をあげて、そしてプロモーションをする機会、世界に広げる機会を増やすようにすれば、もっと良くなるのではないかという、そういう前提に立っての話というのが基本的に多いと思うのです。それはある意味、正しいとは思いますが、そもそも日本のクリエイターが本当に優秀なのか、もしくは、今は優秀だとしても、これからも優秀であり続けるのかということをサポートするようなことが必要ではないかと思います。

実際に日本のクリエイターは優秀ですが、基本的に個人技なのです。今までの世界との競争においても、例えばゲーム産業においても、やはり日本のクリエイターは非常に優秀だったのですが、それが3Dゲームなど、少しアカデミックな知識が要求されるようなところになってくると、やはり苦戦を強いられるようになってしまった。日本のソフトウェア産業も同じで、最初のころのコンピューター・ギークたちが頑張っていた時代は、日本は頑張っていたのですが、日本のソフトウェアの世界水準はコンピューター・サイエンスの時代になってくると、だんだん低下していつているのです。映画についても、やはりそういう、そもそもの、作っている元の技術を上げていくということが必要なのではないか。

これは、本当は我々コンテンツサイドが頑張るべきだと思うのですが、歴史を見る限り、割とコンテンツサイドだけの頑張りでは失敗していつているのが現実だと思います。例えば去年、これは余り注目されていないのですが「シン・ゴジラ」がヒットしました。庵野さんが主張されていることで言うと、去年の「君の名は。」についても「シン・ゴジラ」についても、やはり日本にいる素晴らしいクリエイターがよい作品をつくったというところ

ろに焦点が当たってしまうのですが、例えば「シン・ゴジラ」においては、庵野さんが一番注力された分野というのはプリヴィズ¹という手法なのです。それはアメリカのほうでは一般的なのですが、一旦、作品を作ってしまう。仮にCGで作ってしまう。作ってしまっ、直していく。それからカメラを本当に回す。そういう作り方なのです。こういう組織立った作り方は、日本では余りされていなくて、まだ普及もしない。こういうものが必要だということを、庵野さんはずっと主張されていて、それを証明したつもりなのが、あの「シン・ゴジラ」なのです。ただ、残念ながらそこは余り注目されていなくて、庵野さんの才能だけが実際にはクローズアップされているような状況です。

多分、こういう世界の最先端の開発手法、技術といったものを業界内に取り入れていくということがコンテンツ産業には必要で、残念ながら今までの歴史を見る限り、コンテンツ産業はそこについて不得手です。なぜなら、割と個人の才能に依存しているからです。そういった部分を支援するような仕組みについて、国の方でやっていく。これは、本当はコンテンツ側が自助努力でやればいい話だとは思いますが、それを本当に振興するという意識が国側にあるのであれば、そういったサイドからの取り組みもぜひ検討していただきたいと思います。

○中村座長 コンテンツに関する研究開発やテクノロジーといったことは、この場でも余り語られてきませんでしたね。大きなテーマとして捉えなければいけない段階なのかもしれません。ありがとうございます。

相澤委員、お願いします。

○相澤委員 今のことも関連するのですが、コンテンツの振興には投資が必要です。今回の検討会の中に金融庁に入っているのは、良かったと思うのですが、政府系投資ファンド、クールジャパン（機構）だけでなく、政策投資銀行なども、映画産業に対して投資をすることによって、新しい技術の開発も可能になるのではないかと思います。それから、ファンディングということになりますと、どうしても金融規制が問題になるわけで、金融庁の理解を得て、ある程度の資本調達に対する規制の緩和ということをしてもらわないと、投資が促進されないのではないかと思います。

○中村座長 迫本委員、どうぞ。

○迫本委員 一般論になってしまうかもしれませんが、本当にいい内容のものができたのではないかと、関係者の方々、事務局の方々に敬意を表したいと思います。

特に私が感じたのは、資料2-2で映画のところですけども、9ページのところです。映画の国家戦略上の位置づけが初めて明確になったということ、これは画期的なことではないかと思います。なぜ、映画を振興するのかということが、単に業界活性化のためということではなくて、国民のいろいろな利益に結びつくのだということを明確にしながら進

¹ プリ・ヴィジュアライゼーション (Previsualization) 。

むということが、もろもろの、これから実行のフェーズに移っていったときに重要ではないかと。

これは映画だけに限らずコンテンツ全てに当たることではあると思っておりますが、そういうことができたということは、本当に今回、画期的なことだったのではないかと思います。我々も協力しながら、いい形で実現できたらと思います。

○中村座長 ありがとうございます。

ほかに、よろしいでしょうか。

では、次のアジェンダに移ります。次は模倣品・海賊版対策です。これは今年度、これまで取り上げていませんでしたけれども、今回、集中的に議論をしたいと思っております。まず、模倣品・海賊版の現状、それから政府の取り組み全体について、知財事務局から概観を説明してもらいます。その後、関係の省庁から、それぞれの取り組みについて御報告をいただいて、その上で質疑、意見交換を行いたいと思います。

まず、事務局から説明をお願いします。

○岸本参事官 資料4をごらんください。模倣品・海賊版対策の現状と課題ということでもまとめております。めくっていただきまして2ページ目です。まず、最近の動向といたしまして、平成29年2月、ことしの2月の日米首脳会談の際の共同記者会見における総理の「知的財産へのフリーライドは許されてはなりません」という御発言や、これまでの検証委員会における、「侵害が瞬く間に広がっていくデジタル・ネットワーク時代の知財侵害対策は非常に重要である」というような御意見を抜粋しております。

それから3ページ目、4ページ目では、最近の被害状況についてデータをまとめております。3ページ目をごらんいただきたいのですが、OECDによりますと、世界の模倣品・海賊版の流通総額は2013年で総額4,600億ドル、約50兆円で、世界貿易額の約2.5%に相当するというデータが出ております。また、日本における被害については、模倣被害総額が1,028億円、模倣被害率は回答した者のうち21.9%でありまして、推移を見ますと、ふえてはおりませんが横ばい傾向にあるということでございます。ただし今後の被害の規模に関しましては、右下の表のところを見ていただきますと、世界的に拡大するという予測が出ています。

4ページ目でございます。こちらはインターネットによる被害状況について整理をしております。模倣被害を受けた企業のうち、インターネット上で被害を受けた企業の割合は2012年度に急増しておりまして、62.3%と6割を超える状態になっております。また、左下の図を見ていただきたいのですが、ファイル交換ソフトでの海賊版の被害も、この3年間で見ますと増加傾向にございます。また、右上の図にありますように、被害の内容としましては、海外インターネット通販サイトにおける模倣品の販売取引を挙げる者が一番多かったり、右下のCODA（コンテンツ海外流通促進機構）の調査では、コンテンツの海外における収入金額の2倍以上の被害額が出ていたというデータもあるなど、海外における被害が深刻となっている状況です。

5～7ページに関しましては、知財推進計画2016に記載されている模倣品・海賊版対策に係る最近の主な取り組みをまとめております。政府間協議や官民一体となった相手国政府への働きかけに関しましては、官民合同訪中団の派遣や日中、日韓の著作権協議などを実施しているところでございます。

また、海外での取り締まり体制の支援促進のための人材育成に関しましては、海外において真贋判定セミナーの開催をしたり、あるいは途上国税関への技術協力を積極的に実施するなどしているところでございます。その他、一般消費者向けの普及・啓発イベントなども実施しております。

6ページ目をごらんください。国内の取り締まり、水際での取り締まりの強化ということで、模倣品・海賊版の国内での取り締まりの実施や、知的財産侵害物品の税関での輸入差し止めについても強化をしているところでございます。その他、各省庁が一体となった模倣品・海賊版撲滅キャンペーンなども実施しております。

7ページ目でございます。リーチサイト対策に係る検討ということで、現在、文化審議会の著作権分科会のほうで、リーチサイト等による侵害コンテンツへの誘導行為の実態を整理するとともに、現行法との関係や課題について検討を継続しているところでございます。

また、諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況の把握ですが、これについては一番後ろのページをごらんください。諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況ということで、1枚物で整理しております。2017年4月現在、この仕組み自体は世界42カ国で導入されております。また、その運用状況についてはその下をごらんいただきますと、例えばイギリスにおいてはEU情報社会指令を反映して、著作権法の規定に基づき裁判所への申し立てによって、他者が当該サービスを著作権侵害に使っているということを知っている場合に、そのサービス提供者に対する差し止め命令を可能とするという規定がございます。これによって著作権の侵害サイトが遮断されているという運用がなされております。その下のドイツでは、根拠法はないのですが、2015年にドイツ連邦最高裁において、間接侵害の概念を適用し、侵害行為を行う者に対して権利者が合理的な対応を行った場合に限りということではありますが、侵害サイトへのアクセスを無効とする救済措置が有効であるという解釈を示したものの、現時点では適用事例がないという状況です。このような、諸外国の運用状況なども見ながら、法的な側面や世論の動向など、引き続き状況把握に努めながら検討していきたいと考えております。

7ページ目に戻っていただきまして、オンライン広告対策に関する実態調査でございます。現在、その効果的な対応策を検討すべく、広告関係団体等と協議を継続しているところでございます。

また、プラットフォームとの連携促進のところですが、放送コンテンツのオンライン不正流通の実態及び対策に関する海外動向の調査研究を実施したところであります。これを踏まえて関係者による対応策のあり方について検討を行うこととしております。

8 ページ目、9 ページ目でございます。このような現状を踏まえ、課題と論点を整理しております。まずは8 ページ目、海外における対策の現状でございます。中国に関しまして、最近、模倣品製造技術が向上しているということで、侵害行為の巧妙化や、模倣品の拠点が地方に移ってきているという傾向がある中で、本年2月、漫画配信による著作権侵害事件が中国で初めて刑事事件化されるという事例があったものの、違法コンテンツ配信サイトについては運営者、サーバー、視聴可能地域等がそれぞれ異なる国に所在するなど、民間では対応困難な事例があるという状況です。これに対しては政府間協議を行い、各省庁で中国政府への働きかけを行っているところですが、今後もハイレベルでの政府間協議を継続するとともに、各省庁・各機関が連携して対応できるような体制の検討が必要ではないかと書かせていただいております。

その下の中東対策ですが、以前よりもフリートレードゾーンを経由した模倣品流通の増加が指摘されていたところですが、昨年9月に日本政府とサウジアラビア政府との間で模倣品対策に係る協力覚書が交換され、官民での意見交換が実施されたところがございます。また、UAEに対しては、昨年12月に反不正商品法が改正され、フリーゾーン内も模倣品の取り締まり対象となること、また押収された模倣品の廃棄が明文化されたところがございます。これらの動きを踏まえまして、中東に関しては対策や執行の具体化を目指したさらなる働きかけが必要ではないかとしております。

その下、国内における対策でございます。現在、特許庁において模倣品・海賊版撲滅キャンペーン、あるいは各省庁での国民への広報・啓発活動が行われておりますけれども、今後は権利者保護の観点を含めた違法コンテンツ等のインターネット上の海賊版にアクセスしないという点も啓発していくことが課題ではないかとしております。

9 ページ目でございます。インターネット上の知財侵害対策ですけれども、近年、スマートフォンを使ってC to Cで売買ができる、いわゆるフリマアプリによる模倣品の流通が急増しているということがわかっており、これに関しては権利者団体の取り組みや、フリマアプリを含むECプラットフォーム等の連携による取り組みを後押しする方策を検討することが必要だろうと考えております。

その下、違法コンテンツ対策ですけれども、権利者団体による自主的な取り組みや、CODAによる取り組みが継続して実施されているところです。引き続き、こういった海外動画投稿サイトへの違法コンテンツの削除要請、広告出稿抑止対策、リーチサイト対策等について、実施に向けた検討を行うなど、対策の一層の強化が必要ではないかと考えております。

以上でございます。

○中村座長 続いて、総務省と経産省から、それぞれの取り組みについて御説明をお願いいたします。まず、総務省の豊嶋課長からお願いします。

○豊嶋課長 総務省でございます。資料6-1をごらんください。表紙をめくっていただいて、放送コンテンツの海賊版対策への対応ということで、2点御紹介したいと思います。まず、1つ目は、ASEAN加盟国との連携の促進ということで、実は平成27年度に始まってい

たのですが、近年、特にASEAN地域での放送コンテンツの展開が進んでいることも鑑みながら、オンライン侵害対策について対策を進める必要があるだろうということで、このページの上に書いているのですが、まず、域内の侵害対策等に係る能力の形成・向上を図るとともに、域内の健全なコンテンツ流通市場形成への寄与を図るということで、ワークショップを定期的開催しようということでございます。具体的には平成29年度、今年度はタイで行い、続いて30年度には日本で開催するべく、今、準備を進めているところです。下に大まかなワークショップの概要を載せておりますけれども、外務省あるいは文化庁とも協力しながら、特に今回、CODAにも参加していただきまして、ワークショップの開催を準備しています。右側の実施内容ということで、相互理解をする部分が多うございますが、そのうち特に①です。コンテンツのオンライン著作権侵害に対する協力体制をまず構築するというのと、その対策・連携について各国内部における著作権侵害への対策及びCODAとの連携を図るための具体的なガイドラインの策定を平成29年度に何とかできないかということで調整を進めているところでございます。これを踏まえまして、平成29年度の開催に引き続いて30年度、今度は日本側の聴取ということで開催していきたいということでございます。

下段は最初の開催ですが、平成27年度の概要でございます。ここは御参考までにごらんいただければと思っております。

次に2ページ目でございます。プラットフォームとの連携の促進ということで、これはどちらかという国内の対策になりますけれども、本対応方策への取り組みを図るという観点で、海外におけるコンテンツのオンライン不正流通の実態や対策状況、並びにその取り組みの現状を共有した上で意見交換をするような場の開催を今、計画しているところでございます。

特に昨年度、この開催に先立ちまして、アジェンダがありますが、その①、海外の不正流通の実態調査。内閣府も含めて調査をしていただいているところでございますが、若干、いわゆる法制度の取り組みに限らず、官民で連携をしている施策も含めまして、いろいろ調査をかけています。今、取りまとめをしているところでございますが、いわゆるウェブサイト削除等々というのはよく議論されていますが、最近ちょっと多くなっているのは、いわゆる資金源対策です。例えば広告出稿の停止など、そういう資金源対策です。ヨーロッパの一部では、官側と民間とが協働しながらやるという事例が幾つか最近よく見られるようになってきている状況を把握しましたので、これを踏まえながら、実際に国内の実態とその対策、特に情報共有ということ踏まえて連携促進の方策を考えてまいりたい。特に情報の共有と連携促進のところポイントになりますので、今月をめぐりに、下にある具体的な放送局、それからプラットフォームとCODAも含めた関係団体とともに、今年度、一定の方向性を出していきたいということで意見交換会の開催を考えているところでございます。

以上でございます。

○中村座長 ありがとうございます。

続いて経済産業省メディア・コンテンツ課の山田課長から説明をお願いします。

○山田課長 経済産業省でございます。資料7をごらんください。私のほうからは、海賊版対策ということで2点、御紹介をさせていただきます。先ほど事務局からもお話がありましたけれども、コンテンツ海外流通促進機構、CODAを通じた取り組みということで、インターネット上の海賊版対策として、例えば中国やアメリカのハリウッドのMPAと、いろいろな協定といいますか同意書を結びながら協力関係を構築しているということです。また、もう一つ、右側にありますが、実証実験ということで、違法動画コンテンツの削除要請を行ったときに、実際にどのくらい削除されているかということについては、ほぼ100%の実績というか対応になっているということです。それからもう一つ、2ページ目の下のところで、これはことしの2月ということで、1～2カ月ぐらい前の話として、実際に中国の裁判所が、日本の漫画などをネット上で違法配信していた中国人に対して、執行猶予つきですが実刑と罰金の支払いを命ずるといような事例も出てきております。そういったエンフォースの取り組みも、これは中国ではなかなかなかった、初めてのケースだと思っておりますが、出てきているということで、取り組みが徐々に進んできているのではないかと考えております。

2点目は、3ページです。これはManga-Anime Guardians (MAG) PROJECTということですが、こちらについても協議会を発足させて、今、18社に参加していただいています。もちろん海賊版に対する取り組みをする中で、むしろ世界中のファンに正規版をちゃんと見ていただく、そういう仕組みづくりをやっていこうということで、正規のコンテンツに対価が支払われて新しい作品につながっていくというような取り組みを、現在、一生懸命行っているということでございます。

メディア・コンテンツ課からは以上でございます。

○中村座長 続いて、同じく経産省の模倣品対策室、宮下室長から説明をお願いします。

○宮下室長 同じく経済産業省模倣品対策室から、資料8に基づいて模倣品対策室の取り組みについて御紹介させていただきます。

まず、資料8の2ページ目になります。これは先ほど事務局のほうから御説明がありましたが、模倣品の現状と課題ということでございます。被害者率については中国が6割ということで圧倒的に多いということです。また、その被害の内容も、インターネット上の模倣品の被害が6割を超えるというのが最近の状況でございます。

さらに右上の表をごらんください。中国で製造されるものが圧倒的に多いのですが、模倣品については中国国内で販売されるだけでなく、第三国に流出していくということでありまして、日本やアジア、さらには中東、アフリカといったところに広く流出しているという傾向がございます。また、右下のグラフですが、被害額についてもOECDの統計によりますと2013年で約45兆円。先ほどの内閣府の説明にもありましたが、2020年には90兆円、9,910億ドルぐらいの規模に膨れ上がるのではないかとというような数字が出てるところ

でございます。

次に、3ページ目のスライドをごらんください。このような実態を踏まえまして、現在、経済産業省としましては、中国、第三国、それからインターネット対策という3本柱でそれぞれ対策に取り組んでいるところでございます。具体的には政府間協議、あるいは官民での合同訪中団の派遣、それから真贋判定セミナー、人材育成のための協力といった事業を柱として実施しているところであります。理念としましては、侵害国での権利者保護の取り組みに対する協力、それから侵害国での法制度あるいは法の執行面での改善を促すための要請というようなことを2本柱にして取り組んでいるところでございます。

4ページ目のスライドですが、こちらは政府間協議ということでございます。日本と中国との間での知的財産権ワーキング・グループ。これを御紹介させていただいております。平成21年6月、覚書に基づいて実施しておりまして、現在で第5回を数えております。このワーキングの特徴は、日本の政府機関、いろいろな政府機関と、同じように中国についても知識産権局や著作権局、税関といった、さまざまな役所が知財問題についてそれぞれ幅広く議論をしているというものでございます。

それから5ページ目のスライドですが、これは官民での協力ということでございます。国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）という団体がございます。こちらについては、ここにありますように、中国、アジア大洋州、中東、インターネットといった各地域ごと、テーマごとの分科会をつくっております。民間での活動を行っているところでございます。また、このIIPPFの活動としましては、中国に対して官民合同の訪中団を派遣しておりまして、中国政府に対して法の改正や運用の執行、あるいはそういったことについての建議書を持ち込んで提案を行っているということでございます。こういった要請事項の一部が中国での商標法の改正や、あるいは集中取り締まり、特別行動と呼んでいますけれども、こういったものに結びついているところでございます。

それから6ページ目のスライドですが、こちらは侵害発生国への協力事業ということであります。例えば真贋判定セミナー。これは被害発生国の税関や警察機関といったところに出向きまして、真正品と模倣品の鑑別方法、ノウハウを伝える、説明するというような取り組みでございます。

また、共同事業というものがあります。これはベトナムで実施しておりますけれども、相手国の政府機関、それから日本の権利者、これに加えて市場の管理者、すなわちベトナムのマーケットの経営者、これら三者が連携して模倣品に対する啓発・普及事業を行うという取り組みも実施しているところでございます。

それから、政府機関の招聘ということ。ここに示したような国々の執行機関の方を日本に招聘して、さまざまな意見交換や技術協力を行っているところでございます。

最後のスライドですが、これは最近の取り組みということで、御紹介させていただきたいと思います。これはサウジアラビアとの模倣品対策の協力です。平成29年とありますが、これは誤植でありまして、正しくは28年です。先般、サウジアラビアのサルマーン副皇太

子が来日しましたが、その機会を捉えまして、サウジアラビアの商業投資省との間での協力を合意してございます。サウジアラビアにつきましては、先ほど申し上げましたように、やはり中国からの模倣品がかなり多くあります。具体的にはシンガポールやUAEドバイといったところから第三国迂回という形でサウジアラビアの市場に多くの模倣品が流れ込んでおります。ですから、一大消費地ということでありまして、これはある意味、日本と同じような境遇にある国でございます。こういったサウジアラビアに対して、いろいろな情報交換や各種セミナー、あるいは集中摘発といったことを、この覚書に基づいて今年度は実施してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○中村座長 ありがとうございます。

では、ここまで伺いました説明を踏まえまして、この模倣品・海賊版対策について、御質問、コメントなどをいただければと思います。いかがでしょうか。

○早稲田委員 模倣品対策は非常に地味ですけれども、物すごく重要だと思っておりますので、ぜひ、これを引き続きやっていただきたいと思います。特に、なかなか民間だけではできないので、政府の力で外国に対していろいろと協力の要請をしていただきたいと思います。

模倣品でまず一つは、インターネット上の問題です。これも非常に難しいところがありまして、きょうの御報告でも、経産省のメディア・コンテンツ課の御報告で、CODAの削除要請ができたというお話ですが、これも実証実験という取り組みなので、実証実験でなくなった場合に削除要請を引き続きできるかということ、やはり難しいところがあるので、これはプラットフォーマーとの連携等を含めてやっていかなければならないと思います。

それから模倣品の、物のほうです。物のほうも先ほど経産省の模倣品対策室からお話がありましたように、中国でつくられた模倣品が、日本の製品は品質が非常に高いというブランド力がありますので、東南アジアの各国にいろいろと流通している。非常に大きな侵害になっているというようにお話も伺っているので、先ほどミャンマーやベトナムの御紹介がありましたように、ぜひ、相手の、これは東南アジアの政府等と綿密に連携をとって、模倣品に対する防止対策を続けていただきたいと思います。

それからもう一つは、やはり真正品、正規品をしっかりと使うという教育も必要になってくると思いますので、そちらもやっていただきたいと思います。

以上です。

○中村座長 宮川委員、お願いします。

○宮川委員 早稲田先生のお話の補足のようなものですけれども、模倣品・海賊版というのは、いろいろな切り口で対策をとっていかないと、なかなか効果的な対応がとれないということを経験しております。一つは、消費者というかエンドユーザーの方たちです。私はよく、トラップパーチェイスというか、テスト購入ということで、大体はブランドのオーナーさんに頼まれて、インターネット上の怪しげなサイトで物が売られているけれど

も本物かどうかというのを試しに買ってみたいという仕事を頼まれることがありまして、ある事例では、写真で見たところ、本当にきれいなブランド品に見えるのですが、注文して送られてくるものは全く似ても似つかぬ商品が送られてくるということがありました。何回問い合わせをしても、怪しげな日本語で、間違えたので送り直すというメールが来るのですが、また静かになってしまいます。そういうことで結局、お金は取られっぱなしというような、そういう事例を多々経験しております。

そういう場合、消費者の立場に立てば、やはり払ったお金に見合うものが来なかったとか、あるいは期待していたものが買えなかったという、非常に嫌な経験ということになりますので、そういう経験をするというのではなく、そういう事例を消費者の方に紹介しつつ、啓蒙をするという、一つの働きかけが必要ではないかと思っております。

また、現在、各方面の方から調査の報告をいただきますと、やはりインターネットというチャンネルで模倣品あるいは海賊版が販売されているということですし、また、製造地あるいは侵害発生地が海外ということですので、そのような現状を踏まえた法律改正あるいは別の新しい手段を常に考えていく必要があるのではないかと考えています。店頭で偽造品を売っていた時代の法律、対応策とは異なる、この時代に考えるべき対応策というものがあるのだと思います。

その点で私が前々から注目しておりますのが、資料4の最後のページにあります。諸外国におけるサイトブロッキングの運用状況という情報をいただきまして、当初私がこのサイトブロッキングのお話を申し上げたころから比べまして、かなり導入されている、あるいは利用できる国が増えているなどという印象が強くなりました。非常に有益な情報が含まれているペーパーだと思っておりますが、こういう形で先行している運用の状況を検討していただきながら、また新しい施策が可能かどうかということも引き続き検討していただきたいと思っております。

それから最後になりますが、やはり民間だけでなく、国と国との間で各侵害発生国における取り締まりを強化していくということで、これまでも国、政府にはやっていただいておりますので、各国で非常にいい動きがあるのだと思っておりますが、これも手を緩めると、また、元の木阿弥になってしまうということが経験上あり得ますので、引き続き進めていただけたらと思っております。

以上です。

○瀬尾委員 海外の侵害対策も大分進んできているし、実効を上げてきていると感じますけれども、今後、インターネット上の侵害が一番大きな問題になってくるし、今後、どんどん広がっていく可能性があると思っております。この対策の中で、やはり個別の企業が対応するにはかなり厳しいので、今のような団体もしくは国のレベルでやっていく方向を継続していただきたいと思っております。

ただ、その中で一つだけ申し上げると、やはり、そういった違法サイトの一番の目的は広告収入による営業にある。そのインセンティブは営業にあると思っております。ということは、

広告側から攻めるということは、より強く攻めていって、違法なそういうサイトに出している広告自体を違法としていくような方向などが考えられると思います。要するに、収入源から断って、そういう違法を起こすインセンティブをなくしていくということが有効なのではないかと思っております。

それからもう一つ、今回は余り語られていなかった部分ですが、一つは教育です。教育というのは、自分の国だけではなく、例えば国家レベルで合意した中で、その国民に対してこういうことが違法であるというのを周知させるような教育も必要なのではないでしょうか。つまり、東南アジアの国々に対して、国レベルで協力をして、その国民に対して経済的に共同で、こういうことをしてはいけないのだよとか、こういうふうにしよとか、そういうことをしていくことが重要かと思っております。

前からよく話していますが、どんなに門をかたく閉めてもこじあげようとするれば裏からも入れるし、よじ登ることもできるかもしれない。いちごっこになってしまう。そのときに、気長ですけれども、長い目で、そこを、入ってはいけないと書いてあったら入らないという、そういうルールを浸透させることが長期的に見ると最も有効な違法対策ではないかと思っております。

それからもう一つは、これはいい意味と悪い意味と両方あるのですが、例えば貧しい国で違法のコンテンツが視聴されている。そして、正規品を買ってくださいと言っても正規版がない。もしくは、極めて高い。これで全てを止めてしまうことになると、つまり、その若者たちといいますか、その人たちはコンテンツを見なくなるということがあります。これが、本当に止めるだけでいいのかという疑問につながっています。

つまり、どういうことかという、違法を見逃せというのではありませんが、ある一定の認めた形でそういう方たちにコンテンツを流して、かつ、最終的に利益に結びつけるようなビジネススキーム、そういうものがあってもいいのではないかということです。これはインターネット上におけることについて一番効果があるのかなと思いますけれども、全く止めていく発想だけではなくて、そういった買えない方たちに見せることでファンを増やして、最終的にマネタイズするというビジネススキームもそろそろ一部分ではあってもいいのかなと思います。ですから、一段落して、これまでの施策を継続することは大変重要だと思いますが、新しい考え方と、より長期的なものを織りまぜて、次の10年後にこういったことが本当の意味で削減しているような状況をつくり出すべきだと考えております。

以上です。

○中村座長 野間委員、お願いします。

○野間委員 Manga-Anime Guardians (MAG) PROJECTとありますが、私どもの扱うマンガは、海賊版に国内・海外で非常に痛い目に遭わされています。CODAの削除要請等でいろいろ次から次へと削除していただいているという実績については非常にありがたいのですが、結局これもいちごっこで、また同じ連中が名前を変えてやっているというのが現実です。そこで金もうけもして、はい、やめます、またやります、というような形が延々と続いて

いるのが現実だと思っています。

我々は個別に、個別企業としても海賊版対策、パトロール等にコストをかけて、いろいろやっています。2年ほど前に、発売前の週刊コミック誌を流しているやつが捕まったりというようなことがありました。刑事で捕まったのですが、民事でやるにしても被害額の算定をこちらでやらなければいけないとか、中国人で、その先があるのでしょうかけれども、そこから先は我々の手では探し切れないということで、多分、組織的な犯罪だとしても、そこまで行きつかないので、損害賠償もできないということで、結局はコストがひたすらかかっていくだけというのが現実です。

そのあたりは世界的に、特にサーバーがいろいろな国にあったりという問題もあるので、削除要請でやめさせればいいと言いながらも、次から次へとお金を稼いでいく人たちがいるわけです。しかも、そのためだけにずっと我々はコストを支払い続けなければいけない。そして、損害賠償は得られない。こういう全体的な仕組みを変えるような、何かいいアイデアはないでしょうかという御提案なのですが。

○中村座長 宮河委員、どうぞ。

○宮河委員 私も海賊版対策に関してです。私はManga-Anime Guardiansのメンバーの一人なのですが、漫画・アニメといったコンテンツというものは、インターネットで流れる量が多ければ多いほど、そのコンテンツを扱った模倣品も増えていきます。ところが、インターネットで流れている違法なコンテンツの問題と模倣品の問題はまったく別々に扱われているという現状があります。その両者は一緒に考えて対策をしていかなければならない非常に重要な案件だと思っていますので、是非Manga-Anime Guardiansと模倣品対策をもっと連動できるような形にしていいただければいいなと考えています。以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

林委員と野坂委員が札を立てていただいているので、まず、その順番で。それから、ほかにも御発言予定の方は札を立てておいていただければ順に御指名してまいります。

では、どうぞ。

○林委員 資料8の2ページの右上の、中国で製造された模倣品の販売提供国・地域（流出先）の構成という図の見方についての質問とコメントです。もしも私の理解が正しければ、この矢印で出ている先、地域（流出先）ですね、それについてのパーセントが各地図の、北米5.7%、日本15.3%、欧州6.0%と書かれていると理解しているのですが、もしもそうであるとしますと、北米全体のマーケット、欧州全体のマーケットの2～3倍もの被害を日本は受けているということなのかなと思ひまして、そうであると、では、北米がこれだけにとどまっている理由、中国発の模倣品の流出がこれだけにとどまっているのは、なぜなのか。どういうドラスティックな施策をとっているから、これだけにとどまっているのか。頭の中で浮かぶようないろいろなものは、あることはあって、日本がこれまでそういうことをできないでいるという状況も理解しておりますが、やはりこういった数字で見ますと、こういった穏やかな模倣品対策よりも一歩進んだ直接効果のある施策。先ほ

ど宮川先生から、インターネットのサイトブロッキングのお話もありましたけれども、部分的な模倣品対策という部分に限って、分野を絞った直接的な施策という点も考慮する余地があるのではないかと考えました。以上です。

○宮下室長 経産省の模倣品対策室です。資料8についてお答えいたします。2ページ目の右上の表ですが、まず、この調査は日本企業に対してとっている調査でございます、正確に申し上げますと、特許庁で過去5年間に商標権なり特許権の申請を行って登録をした企業、約8,000社を対象に調査を行っておりまして、有効回答数はその半分、50%ということですが、約4,000社が回答した。中国での模倣品による被害を受けていると回答した企業に対し、それがどこで見つかったかということをおわせて聞いているということでございます。中国でつくられて中国の国内で販売されたというのが約3割弱。中国製の模倣品が日本で見つかった、日本で被害が発覚したというのが15%ということでございます。北米は5.7%ということで、米国や欧州の企業も恐らく中国の模倣品の被害を受けていると思うのですが、この調査はあくまでも日本企業ということで聞いたデータでございます。

ここで見ていただきたいのは、中国だけでなく、日本、それから台湾、韓国というのはかなり流出先として多いということであり、また、中東、さらに米国、欧州、こういった第三国に幅広く模倣品が流れているということを示している調査でございます。

○林委員 では、私が誤解していた部分が多分にあるのだと思いますが、一方で、なかなかドラスティックな手法がとれていないということもあるのかなと思っております。中国発の模倣品が世界中にばらまかれているという事実とともに、北米などであれば、日本の会社にとっても、北米に子会社を持っている場合には、中国の模倣品対策としては日本政府を通して行うよりもアメリカ政府を通してリスティングしてもらうほうが効果的だということも十数年来聞いているところですので、より強力な施策がとれないものかという意見として述べさせていただきたいと思えます。

○中村座長 野坂委員、どうぞ。

○野坂委員 ただいまのやりとりとも関連するのですが、要するに、統計の見方というのは非常に難しいなと思えます。資料4、事務局が作成した3ページの表で、日本においてはアンケート調査から見た推計では横ばい傾向だと書いてございますけれども、よくよく読むと、やはりこれは、アンケート調査をベースにした、物品にかかわる状況をまとめたものであって、ネット上のものが入っていないわけですね。したがって、これだけを見ると横ばいなのかと思ってしまうけれども、実際は氷山の一角で、相当、ネットも含めて被害が多いだろうと思うのです。そこはミスリーディングしないような形がよろしいかなと思いました。

また、同じ3ページの下に2022年の予測、世界の予測が出ています。これを単純に見ますと、全体では2013年に比べて2倍にふえている。あるいは、項目によっては3倍ぐらいにふえるという、これだけ見ても大変深刻な状況が迫っているということだと思います。そうしますと、これまでほかの委員の方もおっしゃっていますけれども、やはり問われて

いるのはスピード感です。知財計画2016に基づいて各省庁が取り組まれていることは7ページにまとめてありますが、やはりもっとアクセルを踏んで、より具体的に動いていかないと、世界の被害の状況に対応できないのではないかと懸念いたします。

方向としては、これによろしいと思う。しかし、スピードをアップし、さらに連携をし、具体的に、本当に実効性のある被害対策を、早目早目に打つということが問われている。これはほかの委員の方と意見が一致するところだと思いますので、ぜひ、2017年の計画でもさらに深く言及して、具体的な成果を求めるという形にしていきたい。

○中村座長 竹宮委員、お願いします。

○竹宮委員 こういう対策をされていくということについては、もちろん、このまま進めたいと思っておりますけれども、ある意味、著作権の問題に関しては、例えば日本の中でも編集の方であるとか、全くそれについてよく知らない人というの、いないわけではないわけです。事に当たってそういうことが発覚するということも多くありますし、そういう意味では教育的な対策というものもしていったほうがいいのではないかと思います。もちろん、それをつくっていく側、製造側、あるいは輸入・輸出側というほうもあると思っておりますけれども、エンドユーザーもあるのではないかと思います。

今、エンドユーザーの立場に立ってみると、本物そっくりなものが海賊版として出ているわけで、それが本物なのかにせものなのか判定しろと言われてもできない。昔だったら、例えば運動靴に「サザエさん」がついているとかそういうことがあって、にせものがあると、そのにせものと本物の判定は子供でもできた。しかし、今はそういう状況ではない。そっくりなものが出回っている。全く本物と言ってもいいぐらいのものが出回っているということが、やはり重要な問題ではないか。

そうすると、それをどのように教育するかが問題だと思うのです。明らかに違うものというのは、例えば中国で着ぐるみのキャラクターがまねをされて、それをみんな笑いますけれども、そういうふうになりやすいものだったらいいけれども、わかりにくいものの方が多いいということが問題だと思うのです。それを何とか、どうしてそれがいけないのか。エンドユーザーにしてみたら、別にいいじゃないかと。自分たちにとっては、それが欲しいだけなのだから何の問題もない、本物と同じなら、という感覚になると思うので、そこをどうやって教育していくのか。やはり最終的には意識改革しかないと思っておりますので、それをやっていくべきではないかと思います。

○中村座長 ありがとうございます。

川上委員、お願いします。

○川上委員 まず、今回、サイトブロッキングが取り上げられたことは非常に嬉しく思っています。というのは、サイトブロッキングが海外を通じたインターネットによる著作権侵害の解決において、多分、最終的な、最も根本的な解決だからです。

海外の著作権侵害というと、海賊版対策という、名前からそうなのですが、日本のコンテンツが海外のユーザーによって侵害されていて、我々の、日本としての収益機会が奪わ

れているという、そういう観点から語られることが多いのですが、実際にもっと本質的なのは、海外を経由して日本人が違法コンテンツをダウンロードすることです。

日本のコンテンツ市場は実は非常に大きくて、今や音楽でもパッケージコンテンツは日本が世界最大ですし、ゲームにおいても、もともと日本が最大だった。コンシューマーゲームの方は少し下がってきたのですが、スマホゲームは日本が圧倒的に大きいのです。日本の消費者はコンテンツにお金を払うという傾向を持っているがために、日本のコンテンツ産業は強いという側面があるわけです。それが、海外を経由して違法なソフトをダウンロードできてしまうという状況によって、コンテンツ産業の根本が脅かされているのが実態です。みんな外人がやるケースを想像していると思うのですが、実際のところ、もっと恐ろしいのは日本人が海外を経由して著作権侵害を行うケースがあるということです。

一番有名な例ですと、FC2という会社がありまして、これは大阪にある、ホームページシステムという会社がラスベガスにつくったダミー会社です。これはIT業界では有名で、ホームページシステムというところがやっていることはみんな知っていたのですが、形式的には海外のペーパーカンパニーが運営していましたので、今までそこで違法コンテンツ、無修正のアダルトコンテンツが配信されていても、アップロードする人は捕まっても、ホームページシステム社には何のお咎めもなかったという状態だったわけです。それが、京都府警がある種、踏み込んで判断をされて、ホームページシステムの社長と、創業者と兄弟でやっているのですが、その弟のほうを逮捕しました。そして、ちょうど先日、一審で有罪判決が出ました。即日控訴していますので、まだ判決の確定までは時間がかかると思うのですが、ただ、知っておいていただきたいのは、その創業者の弟のほう、そして日本の本体の会社の社長が捕まっても、FC2というサイトはなくなっていないのです。まだ営業を続けています。

先ほど、広告を止めるのが非常に有効だという話でしたが、これも確かにそのとおりなのです。それで、FC2には、今やまともな企業は出稿しません。ところが、実はFC2自身が、これも海外に広告のための子会社を作っているのです。そして海外のアフィリエイトネットワークを使って、そこ経由で広告がとれているのです。海外ー海外でされると、どうしようもない。しかし、そこにまともな企業は出稿しないから、結局、同じことではないかと思うのですが、結局、アダルトサイトや出会い系サイトなど、そもそもいかがわしいサイトが出稿しているのです。そうすると、いかがわしいサイト同士でのエコシステムというものが、やはり成立してしましまして、そうすると、もう、止まらないというか、いまだにFC2は元気なわけです。それで本当の創業者と言われるお兄さんの方はロスにいて、毎日元気にフェイスブックも更新しているのですが、いまだに元気でFC2はなくなっていない。つまり、サイトブロッキングをしないと本当に解決しないのです。

最近ですと、去年の年末にフリーブックスという新しいサイトが登場しまして、これはホームページシステムのように、日本の会社かどうかわからないのです。わからないのですが、日本人が非常に好むようなサイトになっています。というのは、日本の漫画、雑誌、

全てが無料でダウンロードできるという、素晴らしいサイトなのです。今でも『ナルト』無料キャンペーンとか、『ワンピース』全巻無料ダウンロードキャンペーンとか、そういうものを毎日やっているのですが、全てサイトは日本語です。ちなみに、これは出版社のサイトからはアクセスできないのです。日本の著名な出版社のアドレスからだと、アクセスしても見えないのです。例えば角川ドワンゴの場合はkadokawa.co.jpからは見えないのですが、dwango.co.jpからは見えます。そのように、日本の出版社のドメインネームも知っている人が運営している。ですから、まず確実に日本人なのでしょうけれども、そういうサイトが去年の年末に誕生しました。短期間なのですが、これは今、非常な人気サイトになっています。

これもやはり手出しができないのです。これはダミー会社というよりも、完全に潜っていますので、これはもう本当にサイトブロッキングするか、もしくは海外で訴訟を起こして、非常に難しいのですけれども、また、非常に面倒で、それで止まるかどうかわからないのですけれども、そういうことをやらないと、もはや止まらないという状況にあります。

この手の著作権侵害サイトが恐ろしいのは、今で言うところの件数、FC2とフリーブックスと、この1件ずつ、計2件なのです。他の模造品というのは何千件とか、非常に件数が多くてあれなのですが、ネットサービスの場合は1件で十分なのです。むしろ1件、有名どころがある方が被害が大きい。みんながそのサイトを知っていて、しかもダウンロードできるというのが一番恐ろしくて、2件しかないのですが、これはコンテンツ業界を破壊するのに十分な数なのです。むしろ数が少ないことのほうが問題である。

それで、特に恐ろしいのが、これは音楽のときもそうだったのですが、例えば着うたの違法ダウンロードサイトは非常にたくさんあったのですが、ただ、着うたの売り上げが大きかったので、余りそこまで深刻な問題には一見見えなかったのです。ところが世代別にアンケートをとると恐ろしくて、若い人がほとんどお金を払っていなかった。つまり、お金を割と持っている大人の人たちが払っているのです。そういう著作権侵害の実態が見えにくいのです。ところが、それでどうなるかという、若い世代に、コンテンツにお金を払わない文化を持っている人たちがどんどん生み出されてしまうのです。そういう人たちは、将来、有料のダウンロードサイトがあらわれても、そこで課金する習慣を非常に持ちにくい。今も電子書籍に対しては、電子書籍は無料でダウンロードするもので、お金を払うものではないというような価値観を持った若い人たちが大量に今、生産されつつあるのです。

電子書籍も着うたもそうですが、ネットの産業というのは、基本、新興で伸び盛りの産業ですので、そういう中に隠れて若い世代に影響を及ぼす。5年後、10年後を考えると非常に恐ろしいことが隠れてしまう。そういう実態があります。ですから、今、リーチサイト、サイトブロッキングというような順番で議論が進んでいると認識していますけれども、やはり根本的な解決はサイトブロッキングしかないのです。それ以外の方法は、必ず迂回路がありますからね。ですから、このサイトブロッキングの議論ができるだけ早く進むように、ぜひお願いしたいと思います。

○中村座長 ありがとうございます。

では伊丹委員、お願いします。

○伊丹委員 今、御指摘のあったサイトブロッキングが法律上できるかどうかというのは非常に難しい問題があると思いますが、いろいろな工夫を凝らしてそういった技術的な防止策をとることは大事だと思います。官民一体の取り組みで、かなりの努力をされていますので、その成果が出てくることを私は期待しておりますが、やはり一番重要なのは、先ほど他の委員が言われたように、まず日本の中でそういった模倣品や海賊版を利用しないというマインドを醸成すること、これが一番重要だと思います。今、インターネットによって、かなり拡散してしまうという問題もありますし、また、C to Cということで、誰もが無意識のうちにそういった侵害者になり得る状況が出てくると思いますので、まず、国内での啓発活動を行っていくことが必要ではないかと思えます。

今、知財創造教育推進コンソーシアムというものを立ち上げておりますので、ぜひ、この中でもこういった模倣品・海賊版対策というものを、かなり重要なテーマとして盛り込んでいただいて、小さいころからそういったものを利用することが、いかに日本の産業にとってマイナスなのかということをお教え込んでいくことが必要になるのではないかとこの点が一点です。

もう一つは、この間、ベトナムに行ってきたのですが、かなりの東南アジアの方が、知財の教育を受けるために日本に留学をしております。こういう方々も、当然そういった模倣品・海賊版の害についての教育対象者ということになりますので、こういった人をどんどん育てていくことが一つ重要なことと思っております。日本は模倣品・海賊版を許さない国なのだとお世界に発信していくことが、日本にとって今、一番重要なことではないかと思っております。

こういう発信を今後は海外にもどんどんつなげていく。そして、海外の取り締まりはやはり海外の当局にお願いしなければいけませんので、そちらの強化を進めていただくということになりますけれども、まず、そういった文化を日本からアジアに広げていくということが、非常に地道な活動ではありますが大事かなと思っております。

以上です。

○中村座長 ありがとうございます。

相澤委員、お願いします。

○相澤委員 制度的には、個人に向けて輸出する海外の輸出者への日本の制度の適用というような、域外適用ということが一つ考えられると思います。国際的な問題は通商交渉なので、通商条約で外国とどういう約束をするかということが重要であろうと思います。

それから、違法な流通に関する広告については、広告企業のCSRの一つとして考えていただくによろしいのではないかと思います。

決済を伴う場合には、この決済のフォローをどうするかということが考えられます。資金移動しなければ侵害者にお金が入っていかないので、この資金決済のところでは何か、

捉える方法がないのかということを考えていく必要があると思います。

○中村座長 ありがとうございます。

齊藤委員、どうぞ。

○齊藤委員 先ほどの川上委員の意見と被るところはあるのですが、特に音楽はもう、被害はほとんど国内で起きているのです。今の若者たちのユーザー調査をずっとやってみると、もう、音楽はただで聞くものというのが相当浸透してしまって、これはもう、毎年毎年、その傾向は強まっている。啓蒙活動もずっとやってきておりますし、大学の寄附講座なども幾つかやっているのですが、そのような状況です。また、有害アプリもたくさん日本に向けて発信されています。

ですから、少し踏み込んだことを。サイトブロッキングも一つの手段だろうと思いますが、もう一つ踏み込んだことをしないと、音楽産業全体が大変な被害に今、悩まされておりますので、そういう面では海外進出のエネルギーも、そういうもので削がれてしまうということがすごくあります。音楽などは違法対策という面では最も頭の痛い課題でありますので、何か有効な手段が生まれればいいなと強く思っております。

○中村座長 どうもありがとうございます。

さて、いただいている時間は3時半までですが、きょうはもう一つ、最後のアジェンダがあります。コンテンツの海外展開の促進と産業基盤の強化です。まず、関係省庁からそれぞれの取り組みについてアップデートする報告をいただいて、次いで、事務局から次回の会合につなぐという意味もありまして、知財計画2017に盛り込む考え方の方向性について説明をしていただくことにしたいと思います。

まずは関係省庁、総務省から説明をお願いします。

○豊嶋課長 総務省でございます。

資料6-2をごらんください。放送コンテンツの海外展開関係です。これまでも何度か御説明させていただく機会がありましたが、1ページ目、放送コンテンツの海外展開の促進につきまして、総務省では平成26年度以降、こういう取り組みをさせていただいているところですが、29年度におきましても、1ページの真ん中あたりにありますように、予算措置という面では2種類の事業を実施しております。

2ページをごらんください。大まかに申し上げますと、日本全国を幅広く紹介する大規模事業ということで左側のもの。それと、右側が、特定地域の魅力を重点的に紹介させていただくという、いわゆる小規模型と呼んでいますが、この事業を実施しております。左側のほうは平成28年度の補正予算で計上されているものですので、左下にありますように、直近、3月17日に今年度の事業企画を採択させていただいたところでございます。右側は平成29年度の当初予算でありまして、先般、予算が成立しましたので、今、それに基づいて執行準備に入っているところでございます。

3ページをごらんください。そのうち、先ほど言った大規模型で、今年度採択したものでございます。全部で16件あります。平成26年度から行っておりましたが、今年度、実は

応募・採択ともに過去最高値になりました。特に応募件数におきましては、平成29年度、この案件については全部で56件の申請を頂戴し、採択件数が昨年は15件でしたが、予算でできる範囲内ということで16件と、1件多くさせていただいたところでございます。

3 ページの中の、個別の一つ一つの説明は省略させていただきますが、ポイントとなるところだけ御説明申し上げます。特に今年度の大きな特徴としては、この16件の中のうち、いわゆる地方のローカル局がいろいろ関係していただいている企画が8件に上りました。平成26年度以降、ローカル局が入ってくるケースが順々にふえています。昨年は3件だったのが、ことしは8件と、比較的大幅に伸びたかなということでございます。また、採択した案件ですが、それぞれ中身にバリエーションが出てきたなど。一つ一つ説明すると長くなってしまいますが、例えばインドネシアの事例で申し上げますと、博報堂の企画で、スタジオジブリの作品世界を入り口にしながら、実際にこれはスタジオジブリの映像を紹介して、あわせて作品に描かれた日本の美しい風景に出会えることを伝えていく。その風景のイメージとなった地域に誘うような旅行番組のようなもの。それと真上になりますが、例えばWAKUWAKU JAPANでは、日本や日本語に対する興味喚起を目的とした、親子で学べる日本語の教育番組というような取り組みも見受けられるところです。

4 ページ目をごらんください。これは実は昨年度から経済波及効果を何とか測定できないかということで、昨年度も取り組みまして、今年度、これは平成26年度の補正予算の結果を踏まえまして、いわゆるアウトバウンド効果とインバウンド効果、それぞれの経済波及効果ということで、平成26年度の補正予算で投じた額が8.4億円ありましたが、10.2倍という費用対効果が認められました。同様の計算を昨年度も行いましたが、昨年度も大体9.3倍というような数字でしたので、大体同じ傾向が見られるかなと思っています。これは比較的継続的に見ていきたいと思っています。

最後のページです。もともと日本再興戦略の中での設定として、2018年度の海外展開の市場の売上高を2010年の3倍に増加させるという目標を掲げています。右側にグラフがありますが、実は2015年度の数字を今、ちょうど集計中でありまして、きょうの会議に間に合いませんでした。それほど待たないうちに集計できると思いますので、機会がありましたら報告させていただきたいと思っています。2015年もほぼ、過去の傾向を延長した形で順調に推移することが見込まれております。細かい数字はまだ出ていませんので、整い次第、御報告させていただければと存じます。

なお、これは参考までにですが、昨年度採択した案件は全部で36企画あります。これについては4月下旬に、参加された全ての事業主体から発表いただく事業報告会を総務省において開催します。一般公開を予定しておりまして、準備が整い次第、総務省のホームページに案内を掲載する予定ですので、もしもお時間等、都合がつく方は、ぜひ、足をお運びいただければ幸いです。

以上でございます。

○中村座長 はい、よろしく申し上げます。

では、続いて経済産業省から説明をお願いします。

○山田課長 経済産業省メディア・コンテンツ課から、御報告いたします。

先ほど使いました資料7の真ん中ぐらいから、「Ⅱ. コンテンツ海外展開促進」という部分があります。資料7の5ページ目に当たる部分です。ローカライズ・プロモーション支援ということで、いわゆるJ-LOP事業ということでございます。平成28年度二次補正で60億円がつきまして、これまでずっと継続的にやってきておりますけれども、この数字につきまして、平成27年度補正における実績が出てきましたので、これをつけ加えて、今、5ページの数字をつくっております。これは少し前まで、新規海外展開は405事業者としておりましたが、平成27年度補正の事業を加えて506の事業者が海外展開ということ。また、海外売り上げについてもこの差分をつけ加えますと1,900億円ぐらいの増加に結びついてきているということでございます。

時間の都合がありますので、6ページ目は割愛いたします。

7ページをごらんください。もう一つ、コ・フェスタということで、各種イベントが連携しております統合的コンテンツフェスティバルです。これはいろいろな業界が連携して、発信力を高めながら広く海外にアピールするというところでやらせていただいております。これは2007年に始まって、ちょうど10年たつというような格好で来ているわけですが、これについての動員の数は、最初は80万人でしたが、今や2016年のときには233万人と、およそ3倍ぐらいにふえてきている。また、イベントの数も24から32にふえている。パイヤーの数や商談の件数も、こういった形で着実に数字としてあらわれているということで、費用対効果といいますか、そういったものが出ているということをお紹介させていただきたいと思います。

以上でございます。

○中村座長 では、続いて文化庁の水田課長から説明をお願いします。

○水田課長 文化庁の著作権課長でございます。

資料9に基づきまして、著作権制度に関する検討状況について御説明させていただきます。1ページをごらんください。著作権制度上の課題につきましては、文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会で平成28年度から検討してまいりまして、一番上の○の下の4つの項目について、ことしの2月24日に中間取りまとめを行いました。これについて3月29日までパブリックコメントを行いまして、この結果を踏まえ、今後、最終的な取りまとめを行う予定でございます。本日は、知的財産推進計画2016に係る課題について幾つかピックアップしまして、御報告させていただければと思います。

1ページ目の下の四角の中にあります上の部分ですが、知的財産推進計画2016においては、イノベーション促進に向けた権利制限規定の検討として、柔軟性のある権利制限規定について検討すると記載されております。

2ページをごらんください。新たな時代のニーズに的確に対応した権利制限規定のあり方等について、文化庁におきましては、まず、著作物等の利用の円滑化のためのニーズ募

集を行い、その中から優先して検討すべきニーズとして、所在検索サービス、情報分析サービス、システムのバックエンドにおける複製、翻訳サービス、リバース・エンジニアリング、その他CPSサービスといったものを抽出し、権利制限の必要性・相当性を検討してまいりました。

あわせて権利制限規定の柔軟性が社会に与える効果と影響等について、さまざまな分野の専門家の参加を得て、アンケート調査等に基づいて分析・検討を実施しております。

これらを踏まえまして、我が国にとって最も望ましい「柔軟性のある権利制限規定」について、中間まとめでは、明確性と柔軟性の適切なバランスを備えた複数の規定の組み合わせによる「多層的」な対応を行うことが適当ではないかという提言をいただいております。

この下に、非常に概念的なものですが、図を示しております。中間まとめの方向としましては、数十ある権利制限規定の中で、これを3つの層に分けて、ある程度、柔軟性のあり方について規定ぶりを変えていこうというものでございます。

一番左の第1層というものが、著作物の本来的利用には該当せず、権利者の利益を通常害さないと評価できる行為類型ということで、青い四角の中で、バックエンドでの利用などの著作権者の利益を害さない利用として、下に幾つか例がございます。ごらんのような、権利者の利益を通常害さないものにつきましては、青の矢印ですが、抽象的に類型化を行い、柔軟性の高い規定を整備しようという方向です。

それから真ん中の第2層ですが、こちらは著作物の本来的利用には該当せず、権利者に及び得る不利益が軽微な行為類型として、著作物等の所在情報検索サービス、情報分析サービスといった、提案のあった代表的なサービスを掲げてございます。こういった、サービスに伴って著作物の一部表示などを行うものにつきましては、著作物の利用目的等によって大きくりに範囲を確定し、相当程度柔軟性のある規定を整備していこうという方向性です。

この1層、2層によりまして、下にオレンジ色で囲んでおりますけれども、著作物を表現として利用しない行為や情報処理技術を用いて新たな知見や情報を生み出して付加価値を創出するサービスにおいて、付随的に軽微な形で著作物を利用する行為は、広く可能にしていくことができるのではないかとしております。それによりまして、AI、IoT、ビッグデータを活用したイノベーションを創出しやすい環境を整備して、第四次産業革命を加速していくことが可能ではないかと考えるという方向でございます。

それから一番右側の第3層については、公益的政策実現等のために著作物の利用の促進が期待される行為類型と書かせていただいております。下に幾つか囲んでおりますが、それぞれ公益性と権利者の私益との利益考量が必要というものです。1層、2層以外ということですので、著作物全体を使う可能性があり、著作物の市場とバッティングする可能性があります。そういった利用に関しては、公益性を踏まえながら分野ごとに検討し、国会での立法的な判断が必要ではないかという整理です。それぞれの範囲ごとに適切な柔軟性

を備えた規定を整備していくという方向でございます。なお、この囲みの中で実線の部分は現状規定があるもので、点線については現状規定があるものとなないものがありますが、今回の中間まとめの中でも今後規定を整備しようという方向性が出されたものでございます。

続きまして、3ページをごらんください。権利情報データベースということで、知的財産推進計画の中でも、円滑なライセンス体制の整備・構築として、コンテンツ等の権利情報を集約化したデータベースの整備ということが掲げられているところでございます。

右側に図がございますけれども、コンテンツの権利情報について、現状では著作権管理団体やコンテンツ事業者、個人がばらばらに権利を管理しているという面がございます。したがって、利用者からすると、誰に許諾を得てよいかわからないという状況がございます。

そういったことを踏まえまして、著作権管理団体が保有していない権利情報も集約するというのと、それから著作権管理団体が保有する既存の権利情報を統合して新たなデータベースを構築するために、平成29年度の新規の予算としてコンテンツの権利情報集約化に向けた実証事業を開始したいと考えております。それによりまして、新たなプラットフォームにおいて一括で検索するようなものをつくっていきたいと考えております。

4ページをごらんください。著作権者不明等の場合の裁定制度についても、知的財産推進計画の中でさらなる改善ということで、ごらんのような形で掲げられております。これについては大きく2つの取り組みをしております。まず、検討状況の1つ目のパラグラフですけれども、著作権者を幾ら探してもなかなか見つからないときに、文化庁長官の裁定を受けて利用するという制度に関して、権利者があらわれたときに補助金の支払いを確実にすることが期待できる国や地方公共団体等については、あらかじめ行う補償金の供託を不要として、かわりに権利者が現れたときに事後的に直接補償金を支払うことを義務づけることが適当ではないかということで、中間まとめに提言されております。今後最終的な取りまとめがなされましたら、制度改正をその方向で行っていきたいと考えております。

それから下の部分ですが、権利者の搜索等の負担を軽減する方策ということで、昨年10月から文化庁が権利者団体に委託して、権利者団体が利用者のために権利者の搜索や裁定申請を代わって行うことによって利用者の負担軽減を図るという取り組みを、その負担軽減の効果を検証するための実証事業ということで実施しております。この取り組みにより、3カ月間で14件、439の著作物についての裁定を行うことができました。今後、実証事業の結果を検証し、裁定制度の利用促進について引き続き検討を行っていきたいと考えております。

最後に、5ページをごらんください。拡大集中許諾制度というものでございます。知的財産推進計画の中では、円滑なライセンス体制の整備・構築という中で拡大集中許諾制度の導入についての検討ということが掲げられております。これについては、文化庁では平成27年度に諸外国の調査を実施し、同制度を導入している国や導入を検討している国

の状況を調査いたしました。

それから平成28年度につきましては、さらに調査研究ということで、こうした諸外国の状況なども踏まえながら、同制度の課題、具体的には法的な正当性や指定団体のあり方、非構成員の保護のあり方等についての検討を行ってまいりました。

今後は著作物等の利用円滑化の観点から、具体的課題について、拡大集中許諾制度の可能性も含め、改善方策の議論を進めてまいりたいと考えております。

駆け足になりましたが、以上でございます。

○中村座長 最後に事務局から、知財計画2017の方向性についてお願いします。

○岸本参事官 手短かに説明をさせていただきます。資料5をごらんください。次回、知財推進計画2017の素案を御議論いただきますけれども、その方向性ということでお示しをしております。

めくっていただきまして2ページ目、盛り込まれる項目（案）ということで3点、提示をしておりますけれども、本日の議論、本日いただいた御意見を踏まえまして、映画振興についても盛り込んでいきたいと考えております。

3ページの1、海外展開のネクストステージですけれども、クールジャパンエンジンとしてのコンテンツの海外展開には、まだまだ伸び代が多く残されているということや、より多様なコンテンツが多様なルートを通じて海外に届くようにするためのバックアップをしていく施策が種々必要であるというようなことを書いております。また、あわせて模倣品・海賊版対策が官民で継続される必要があるということも書いております。

4ページの2、我が国の創造力を最大化させるということですが、すぐれた才能を見出して、その活躍を後押しして育成していくという、クリエイター人材発掘・育成の取り組みは継続して粘り強く続けていく必要がある。また、貢献に応じた利益還元がなされるように改善を図っていく必要があるということを書いております。それにあわせて、いろいろなサポート人材の育成、教育機関との連携や産学連携の取り組みというものも模索していく必要があるということも書いております。最後の段落では、新しい技術・メディアの応用も必要となってくるので、コンテンツとメディアが相互作用し合いながら発展していけるような、さまざまな支援が必要であるということを書いております。

6ページの3、コンテンツのポテンシャルを生かすということですが、コンテンツ知財を最大限活用できるように、さらにはネットワーク時代に対応した著作権システムの構築に向けた取り組みが求められること、また、コンテンツ創出のためのインフラという観点でデジタルアーカイブの構築・連携促進の取り組みが継続されるべきということについて記載をしております。

ごらんいただきまして、何か不足等があるとお感じになりましたら、事務局まで御意見をお寄せいただけたら幸いです。

以上です。

○中村座長 ありがとうございました。

というところでタイムアップなのですが、今の最後の知財計画2017の方向性のところについては次回の産業財産権の合同会議でこれをどうするかということをとたくという場になっておりますので、そちらのほうで議論をいただければと思いますけれども、その前の、海外展開、著作権のところについて、もしも事情がお許しになる方々はお残りいただきまして、少しだけ延長しまして、コメントをいただければと思います。奥山委員から札を立てていただいておりますけれども、ほかにも発言される方は札を立てていただいて、コメントいたしますので、そこまでとしたいと思います。

まず、奥山委員からお願いします。

○奥山委員 著作権の柔軟な権利制限規定ということで、すばらしいと思っております。この本部が主導していろいろなことが進んできたのではないかと理解していますが、現実の問題として、本当にもう、今すぐにでもやらなければいけない法改正だと思います。昨年の11月11日にGoogleの機械翻訳がよくなったのですが、研究者の人たちはクローラーにやられたと言っているわけです。クローラーが、コーパスと言っているのですが、文章ペアを英語、日本語で拾ってきて学習させたのでうまくいったのだと。それに対して日本の研究者の方々は、それほどの手段がとれないので、ほかにも理由があるのですが、コモンズをつくらうと。日本語と英語の文章ペアをみんなに提供してもらって、共同して使うようにしようという、そういう作戦で、機械翻訳の精度はストレートにコーパスのサイズ、文章ペアの大きさに比例してしまいますので、そういうのはちょっと迂遠なのか、むしろいいことなのかもしれないのですが、そのコモンズに入る文章がきちんとしたものであればクローラーで拾ってきたノイズよりもいいのかもしれない。そういうこともありますので、こういった規定が今すぐにでも必要だということは申し上げておきますし、ぜひともこれを立法化していただきたいと強く望みます。以上です。

○中村座長 佐田委員、お願いします。

○佐田委員 山口大学の佐田でございます。大学の立場からコメントさせていただきます。

ご説明いただきました著作権の話ですが、今検討されていると聞いています補償金の徴収につきましては、産業界と同じように大学が扱われますと、大学は干上がってしまいます。大学の窮状につきましては、私もここで再三再四お話し申し上げておりますが、そのことを鑑みて頂き、関係各位に特段の御配慮をいただければありがたいと思います。

それから全体を通して、意見を一つお話し申し上げますと、特に大学の研究室等で学生がアニメやゲーム、漫画を楽しんでいますと、教員が学生に対して、そんなものにうつつを抜かすなと注意しているのです。うつつを抜かすなというかなりきつい言葉です。これは逆に言いますと、うつつを抜かすほどの魅力があるということが言えるのではないかと思います。コンテンツ産業の推進において、人材の供給源となるべく大学において、アニメやゲーム、漫画等に対する意識を、変えて頂く必要があるのではないかと思います。例えばアニメあるいは漫画がきっかけになり、ロボット分野の研究に入っていたとか、開発において非常にヒントになったという声を、研究者から聞かれることがあります。また

学生の創造力の涵養には効果があるともいわれています。教育面においてどんな効果があるのかということ、研究したり検証したりしたものがありませんでしたら、この機会に教育界に御提供いただければ本当にありがたいと思います。

このことは京都精華大学の竹宮学長さんあたりにお尋ねしたら一番いいのかもしれませんが。実は平成16年の法人化後、産学連携に取り組み始めたころに、産学連携は悪だとか、特許の取得は守銭奴だとか、我々知財担当者はさんざん言われてきていました。そのときに活用したのが、平成14年に制定された知的財産基本法です。この条文の中に、研究成果の普及に努めることは大学の責務であるとか、研究成果の事業者への移転の促進に努めること等が、定められております。このことを大学の先生や、大学執行部がかわるたびに説明して、知財管理は大学のミッションであるということ、大学関係者間で共通認識をするようにしております。

ですから、これと同じように、コンテンツ教育などでの取り組みにおいても、教育効果が認められることから、今後大学においては推奨すべき云々、というような提言等がもしあれば、教育現場で力強く打ち出すことができます。そうすれば大学の中においても認知されて、コンテンツ教育が人材育成の素材として承認頂けるのではないかと期待をしているところです。

以上です。

○中村座長 重村委員、お願いします。

○重村委員 時間も無いようなので、簡単に申し上げます。知財推進計画も順調に進んできて、横展開も広がっていると思っております。今後に向けて、あえてお願いしたいことは、国の税金を使っていろいろな助成が行われているわけですが、各省庁からは先ほど御説明がありましたけれども、実務部分を担当する推進主体になっている組織があるわけです。それはJ-LOPであるとか、多分、クールジャパン機構などもそうだろうと思いますし、国際交流基金などもあります。私もちょっと関与していますけれどもBEAJなどもそうだと思います。今回は難しいのかもしれませんが、その推進主体となる組織の中で仕事をやっている人間から具体論を聞くべきだろうと思うのです。いろいろな形で助成が行われて、成果が上がったものについてはよく発表されるのですが、現実的に余りうまくいかなかったケースの場合、そこでネックになった要因があるわけです。その反省点というものは、きちんと聞いておく必要があって、なぜそれがうまくいかなかったかということ、理解する必要があると思います。

そういう機会をぜひお願いしたいということと同時に、もう一つは、各省庁に縦に組織がぶら下がっているものですから、推進主体どうしのコミュニケーションがなく同じような企画に対して別々の組織が予算を配分しているという形があります。少ない予算の中で無駄遣いが行われているケースもあると思うのです。そういう部分を、ここは検証・評価委員会ですから、正確にチェックして、効率的な予算運用ということを考えていくべきではないかと思っております。情報共有を優先するという面からもその点を今後、お考えい

ただければと思っております。

○中村座長 瀬尾委員、お願いします。

○瀬尾委員 文化庁の中で裁定制度の利活用ということで実際に権利者団体とともに一緒に処理をしてみました。非常にたくさんの方がわかりましたけれども、単純にこれは利活用促進ではなくてアーカイブを進めていくためのインフラとして極めて重要な事項だと思っています。今回は出版物を中心にしたものだけでしたけれども、正直、音楽から映像、特に映像に関しては今後非常に大きな利活用の問題をはらんでいると思われまます。ですから、今後、この裁定制度の利活用から、さらには拡大集中処理ということで、より処理を進めていかないと、かなり近い段階で、権利処理によって全てがデッドロックに乗り上げてしまう可能性もある。それがきちんと文化庁のいろいろな実証事業で進んできていますので、これをインフラとしてきちんと皆さんで捉えていただいて、ぜひ、知財としても、権利者が不明の場合の著作物の推進ということを多方面から御支援いただきたいと思ひます。権利者団体も今回の場合については、かなりこれについて積極的に取り組んでおりますので、この問題についてはアーカイブと一緒に考えていただきたいと思ひます。

○中村座長 喜連川委員、お願いします。

○喜連川委員 著作権の問題というのは、やはり、かなり重い課題だと思ひますので、そういう意味で、もうちょっと時間がとれるといいのではないかという気が個人的にはしてあります。

何年か前に、たしかこの委員会で副大臣が出ておられるときに、わかりやすくということで私が申し上げたのは、小保方さんの問題をなくしましょうというのが一点。それから、同時配信ではなくて、子供が風邪を引いたとき、インフルエンザのときにもちゃんと勉強できるようにしましょうということ。これに対して国民が反対することはまずあり得ないと申し上げまして、先日、事務局から御説明をお伺いしたときに、そういうものがきちんと議論されているということで大変うれしく感じている次第です。

その後の情報を少しだけ申し上げておきますと、ディストラクティブ・ペーパーといひますけれども、いわゆる問題のある論文の生産量における世界でのナンバーワンは日本です。その問題のある論文が、間違っていると知らずに引用されている、そのナンバーワンも日本です。違法物は中国がナンバーワンかもしれませんが、アカデミアの分野では日本が随分と有名になっているという状況の中で、こういうものはやはり余り心配することなく、そういう作業が自由闊達にできるということが重要ではないかと思ひておひまして、ぜひ、こういう限定的な領域でもフェアユースといひものをお考えいただくことが国家を強くする意味では非常に重要ではないかと思ひます。

先ほど、言語トラスレーションのためのクローリングの問題も御指摘がありましたけれども、とにもかくにも早くこれが動くということが重要ではないかと思ひますので、何とぞ、どうぞよろしくおひしいたします。

○中村座長 最後に相澤委員、お願いします。

○相澤委員 著作権にかかわることですが、第四次産業革命において言われている技術の中にはソフトウェアが含まれていて、これが著作権法の保護の対象でありますので、この点については特段の配慮がなされて速やかに措置をしていただくことが必要であると思います。今回は鋭意努力をされて、成果を得ていただくことを期待しています。

○中村座長 ありがとうございます。

きょうはたくさんの意見をいただきまして、充実した議論になったと思いますが、私の回し方がまずくて時間が少々延びてしまいました。

最初の映画については、あるいはアーカイブについても、国家戦略上の位置づけをきちんとしろということと、コンテンツ研究開発の必要性、あるいはオープンデータやアーカイブのビジネスモデルなどの指摘をいただきました。

それから海賊版についても、成果は上がってきてはいるものの、皆さん、危機感を表明されまして、スピードアップと強化の必要性を求められました。サイトブロックも含め、あるいは教育も含めての対応の強化ということでありました。

3つ目の、海外展開や著作権などの基盤については、著作権法の整備や教育議論へのアクションなど、さまざまなアクションが求められたということで、全体にスピードとアクションということがきょうの議論であったかと思います。それらを次回の知財計画へのまとめ方に盛り込むということと、それとは別のアクションをどう講じるかということで、引き続き考えてまいりたいと思います。

ということで、最後に井内局長から、まとめをいただければと思います。

○井内局長 今まさに座長がおっしゃったように、スピード感、それから多面的なアプローチということもありますし、それから踏み込んだ対応をするべきだということ。多面的な中にも、例えば振興するほうでも、あるいは対策をとるほうでも資金、金融というものが大事ではないかという御指摘もいただきました。

具体的にどこまで踏み込んでいけるかというところは、これから関係省庁とも調整が必要ですが、これまでにいただいた御意見を踏まえまして、取りまとめに向けて御相談をさせていただきたいと思います。

きょうも本当に熱心な御議論をありがとうございました。

○中村座長 では、事務局から、事務連絡をお願いします。

○岸本参事官 次回の検証・評価・企画委員会は4月26日、水曜日の15時から、産業財産権分野と合同で開催する予定でございます。詳細は決まり次第、事務局から御連絡させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○中村座長 では、閉会いたします。延長して申しわけありませんでした。

ありがとうございました。